

多重債務で悩んでいませんか？

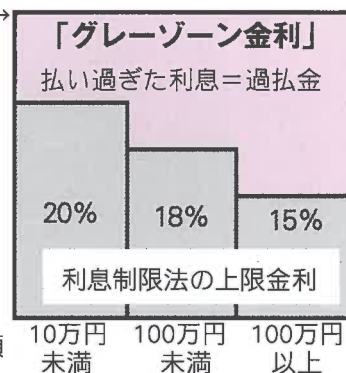
消費者金融やクレジットカード（キャッシング）により返済に困っているけれど誰にも相談できないなど、多重債務でお困りの方は、お早目に相談ください。



●多重債務に該当すると思われる方

- ・消費者金融やクレジットカード会社の数社から借入れをしている。
- ・返済に困り、また別の業者から借入れをしている。
- ・毎月の返済のたびに、食事を我慢するなどしてお金の工面をしている。
- ・返済を優先してきたため、町税や上下水道料、町営住宅使用料などを滞納している。

出資法上限金利
29.2% →



●過払金とは

消費者金融などの貸金業者は、平成22年6月まで利息制限法の上限金利20%を超える出資法の上限金利29.2%を違法に取ってきました。その払いすぎた金利（グレーゾーン金利）が過払金です。

『完済の方』

消費者金融などからの借入を普通に返済し終わった方の場合、通常、過払い状態になっており、返還請求ができます。

『返済中の方』

長期間（5年以上程度）返済している場合、過払い状態になっており、返還請求できる可能性が高く、それ以外の方も、債務金額を減少させることができます。

【例】（取引期間、借入金額によって金額は変わります）

借入先	取引期間	サラ金から請求されている借入残額	法律どおりに計算した借入残額	過払金（返ってくるお金）
〇〇金融	13年6ヶ月	14万円	0円	115万円
〇〇クレジット	6年9ヶ月	24万円	0円	11万円
〇〇ローン	4年7ヶ月	39万円	16万円	なし

サラ金は違法な高い金利をとっています →

法律で決められた金利で計算すると、過払金があったり、借金が減ったりすることがあります

●個人情報の取扱い

相談された方の相談内容等の個人情報については、信頼できる弁護士への引き継ぎだけに使用しますのでご安心ください。

あなたの「生活再建」と「町税等の滞納の解消」のお手伝いができればと考えています。電話、メール、手紙など、お気軽に税務課へご相談ください。

◆問い合わせ先

〒689-3211

大山町御来屋328

大山町役場 税務課 滞納対策室

☎0859-54-5208

E-mail:zeimu@daisen.jp